



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

839	県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表	(循環型社会推進課).....	1
840	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
841	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
842	保安林予定森林	( " ).....	2
843	〃	( " ).....	3
844	〃	( " ).....	3
845	〃	( " ).....	4
846	〃	( " ).....	4
847	〃	( " ).....	5
848	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
849	公聴会の開催	( " ).....	5

### ○ 選挙管理委員会告示

81	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	8
82	政治団体の解散の届出	.....	9
83	政治団体の収支報告書の要旨	.....	9
84	政治団体の設立の届出	.....	11
85	資金管理団体の指定の取消しの届出	.....	12

### ○ 正誤

平成23年6月21日付け和歌山県報第2267号和歌山県告示第699号中	.....	12
-------------------------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第839号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第10条第2項の規定に基づき、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)第7条第1項に規定する県産認定リサイクル製品の平成22年度における使用及び購入の状況について次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 工事

#### (1) 使用数量

種別( )内は製品数	品 目	数 量
	再生砕石	36,666m <sup>3</sup>
	上層路盤材	5,568m <sup>3</sup>
	再生砂	105m <sup>3</sup>
		4,196t
		3,196m

コンクリート資材関係 (46)	コンクリート二次製品	1,777㎡ 192枚 3,927個 377本 36箇所 2基
植生基盤材関係 (18)	土壌改良材	22,332㎡ 174,209袋 1,960L 99㎡
	法面緑化材	15,037㎡
舗装資材等 (1)	舗装ブロック	1式
その他の工事資材 (1)	貝殻魚礁	16基

(2) 購入金額 295,651,483円

## 2 物品の調達

### (1) 使用数量

種別 ( ) 内は製品数	品 目	数 量
園芸資材類 (1)	パーク堆肥	70袋
文具・機器類 (1)	トナーカートリッジ	118個

(2) 購入金額 955,898円

## 和歌山県告示第840号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有柔 46-23	嶋田崇志	しまだ整骨院	有田郡湯浅町湯浅1640	平成 23.6.17

## 和歌山県告示第841号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字片江生1727の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 魚つき
- 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第842号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字川口字アセムゴ谷683から685まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字アセムゴ谷684、685
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第843号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字宇井田1152の8（次の図に示す部分に限る。）、1152の16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宇井田1152の8、1152の16（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第844号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字公門原1158の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第845号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字北小一谷757

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第846号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字川口字尾岩坂436の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第847号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字吉原字辻り石1917の57（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第848号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3126	岩出市尼ヶ辻字辻田5番1の一部、10番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23. 7. 22	6. 00	65. 00

## 和歌山県告示第849号

和歌山県都市計画に関する公聴会規則（昭和44年和歌山県規則第102号。以下「規則」という。）第2条の規定により和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更案を作成するための公聴会を開催するので、同規則第3条第1項の規定により公示する。

平成23年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更について
  - (1) 公聴会の日時及び場所
 

日時 平成23年8月25日（木）13時30分から

場所 和歌山県自治会館 304会議室

和歌山市茶屋ノ丁2-1
  - (2) 作成しようとする都市計画の案の概要
 

和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更
  - (3) 作成しようとする都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市都市計画部都市計画課

イ 縦覧期間

平成23年8月2日（火）から同月23日（火）まで

(4) 公聴会における公述申込書の提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

イ 提出方法

直接提出又は郵送

ウ 提出期限

平成23年8月18日（木）17時45分までに必着のこと

(5) 公述申出の方法と申出人に対する通知及び公述人の制限等

ア 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を（4）に記載する提出先に提出する。

イ 公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、公述申出書を提出した者で意見の主旨を同じくする者が多数ある時は、規則第5条第2項に基づき知事が公聴会において意見を述べようとする者を選定し、規則第6条の規定によりその旨をそれぞれ関係人に通知する。

別記様式

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け和歌山県報に登載された和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更案を作成するための公聴会において意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

1 公述申出人

住 所

電話番号

氏 名

印

年 齢

職 業

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

※別紙「意見の要旨及びその理由」作成上の注意

- ・ A4用紙を使用すること。
- ・ 意見の要旨及びその理由を区分して記載すること。
- ・ 横書きとすること
- ・ 合計800字程度とすること。

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	会計責任者	島正興	平井章夫	平成23.3.30	政治団体	
公明党和歌山第一総支部	代表者	多田純一	角田秀樹	平成23.6.14	政党	
	会計責任者	岩井弘次	多田純一			
公明党和歌山第二総支部	会計責任者	玉田隆紀	上久保修	平成23.6.15	政党	
鈴木太雄後援会	主たる事務所の所在地	田辺市秋津町1355-9	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル1F	平成23.6.16	政治団体	
自由民主党和歌山県森林支部	代表者	美野勝男	寺田展治	平成23.6.30	政党	
全国林業政治連盟和歌山県支部	代表者	美野勝男	寺田展治	平成23.6.30	政治団体	
	会計責任者	松山修三	前田章博			
自由民主党和歌山県看護連盟支部	代表者	谷眞子	岸裏八重子	平成23.7.4	政党	
自由民主党和歌山県自動車販売支部	会計責任者	藪田偉	宮本照雄	平成23.7.5	政党	
自由民主党和歌山県バス支部	会計責任者	田村繁夫	中川晴雄	平成23.7.5	政党	
玉木ひさと後援会	主たる事務所の所在地	有田市宮原町新町502-4	有田市宮原町道335番地	平成23.7.5	政治団体	
和歌山県不動産政治連盟	主たる事務所の所在地	和歌山市紀三井寺169-45	和歌山市太田139-2	平成23.7.7	政治団体	
自由民主党和歌山県宅建支部	主たる事務所の所在地	和歌山市紀三井寺169-45	和歌山市太田139-2	平成23.7.7	政党	
まんが幸雄後援会	代表者	田中克彦	万賀幸雄	平成23.7.7	政治団体	
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	代表者	中本信行	杉本哲也	平成23.7.8	政治団体	



和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
東山昭久を育てる会	東山昭久	平成 23. 3. 19	平成 23. 3. 25
東山昭久後援会	藤井宏計	平成 23. 3. 19	平成 23. 3. 25
自由民主党和歌山県伊都郡第二支部	平越孝哉	平成 23. 5. 16	平成 23. 5. 25
森本隆夫後援会	玉置貢	平成 22. 12. 31	平成 23. 6. 10
泉まさしげ後援会	鹿嶋英男	平成 23. 6. 12	平成 23. 6. 15
橋本武人後援会	雑賀正芳	平成 23. 6. 19	平成 23. 6. 24

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

（単位：円）

橋本武人後援会

報告年月日 23. 06. 02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

東山昭久を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 東山 昭久

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員

報告年月日 23. 03. 25

1 収入総額	95,000
前年繰越額	95,000
2 支出総額	0

東山昭久後援会

報告年月日 23. 03. 25

1 収入総額	61,145
前年繰越額	61,145
2 支出総額	0

自由民主党和歌山県伊都郡第二支部

報告年月日 23. 02. 18

1	収入総額	3,236,258	
	前年繰越額	81,362	
	本年收入額	3,154,896	
2	支出総額	2,937,426	
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費	(100人)	94,800
	寄附	3,060,000	
	個人分	2,100,000	
	団体分	960,000	
	その他の収入	96	
	一件十万円未満のもの	96	
4	支出の内訳		
	経常経費	2,840,276	
	人件費	2,400,000	
	備品・消耗品費	285,208	
	事務所費	155,068	
	政治活動費	97,150	
	組織活動費	44,650	
	機関紙誌の発行その他の事業費	52,500	
	宣伝事業費	52,500	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	岡田 崇志	110,000	岩出市
	中谷 保	120,000	かつらぎ町
	竹森 淳二	30,000	和歌山市
	辻本 英貴	120,000	かつらぎ町
	永木 寛之	120,000	大阪府堺市
	平越 孝哉	1,600,000	九度山町
	(団体分)		
	大弘建材(株)	240,000	和歌山市
	サンプロス(株)	120,000	大阪府大阪市中央区
	(株)小池組	120,000	和歌山市
	(株)中井組	360,000	湯浅町
	(株)ユーテック	120,000	和歌山市

## 森本隆夫後援会

報告年月日 23.06.10

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 橋本武人後援会

報告年月日 23.06.02

1	収入総額	0
2	支出総額	0

## 政治団体の収支報告書（平成 23 年分）の要旨

## 東山昭久を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 東山 昭久  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員  
 報告年月日 23.03.25

1	収入総額	95,000
	前年繰越額	95,000
2	支出総額	0

## 東山昭久後援会

報告年月日 23.03.25

1	収入総額	61,145
	前年繰越額	61,145
2	支出総額	0

## 自由民主党和歌山県伊都郡第二支部

報告年月日 23.05.25

1	収入総額	<u>1,090,378</u>	
	前年繰越額	298,832	
	本年收入額	791,546	
2	支出総額	<u>1,090,378</u>	
3	本年收入の内訳		
	寄附	791,522	
	個人分	361,522	
	団体分	230,000	
	政治団体分	200,000	
	その他の収入	24	
	一件十万円未満のもの	24	
4	支出の内訳		
	経常経費	944,018	
	人件費	800,000	
	備品・消耗品費	72,416	
	事務所費	71,602	
	政治活動費	146,360	
	寄附・交付金	146,360	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	平越 孝哉	301,522	九度山町
	岡田 崇志	30,000	岩出市
	中谷 保	30,000	かつらぎ町
	(団体分)		
	大弘建材(株)	80,000	和歌山市
	サンプロス(株)	10,000	大阪市中央区
	(株)小池組	20,000	和歌山市
	(株)中井組	90,000	湯浅町
	(株)ユーテック	30,000	和歌山市
	(政治団体分)		
	自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	200,000	和歌山市

## 森本隆夫後援会

報告年月日 23.06.10

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

## 泉まさしげ後援会

報告年月日 23.06.15

1	収入総額	<u>20,000</u>	
	本年收入額	20,000	
2	支出総額	<u>20,000</u>	
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費	(10人)	20,000
4	支出の内訳		
	政治活動費	20,000	
	その他の経費	20,000	

## 橋本武人後援会

報告年月日 23.06.24

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

## 和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
玉木ひさと後援会	星畑克己	橋本仁美	有田市宮原町道335番地	平成 23.6.13
小佐田まさかずを励ます会	大浦達雄	坂口仁一	伊都郡かつらぎ町笠田東724	平成 23.6.21
有田力の会	嶋田拓生	嶋田修也	有田市宮崎町2496-41	平成 23.6.23

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
東山昭久	和歌山県議会議員	東山昭久を育てる会	和歌山市有本169-5	東山昭久	平成 23.3.25

## 正 誤

### 正 誤

平成23年6月21日付け和歌山県報第2267号和歌山県告示第699号中

ページ	行目	誤	正
2	下から11	・523の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）	（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、523の1